

認定こども園に関する状況について（平成 27 年 4 月 1 日現在）

1. 認定こども園の設置者別園数 (件)

設置主体		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	市区町村	371	20	162	1	554
私立	社会福祉法人	788	—	128	3	919
	学校法人	770	490	10	—	1,270
	宗教法人	1	7	7	—	15
	営利法人	—	—	13	28	41
	その他法人	—	—	6	11	17
	個人	—	8	2	10	20
	(私立計)	1,559	505	166	52	2,282
総計		1,930	525	328	53	2,836

※その他法人は、NPO 法人、公益法人、協同組合等。

※平成 27 年 5 月 8 日発表において、幼保連携型から幼稚園型への修正が 1 園ある。

2. 認定こども園における支給認定別子どもの在籍園児数 (人)

認定類型	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	合計
幼保連携型	108,863	103,316	67,228	279,407
幼稚園型	61,245	10,908	4,336	76,489
保育所型	3,353	17,780	10,594	31,727
地方裁量型	766	1,481	1,100	3,347
合計	174,227	133,485	83,258	390,970

3. 認定こども園の年齢別在籍園児数 (人)

認定類型	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼保連携型	8,342	26,629	32,257	67,969	72,456	71,754	279,407
幼稚園型	238	1,548	2,550	22,410	24,941	24,802	76,489
保育所型	1,349	4,198	5,047	6,970	7,151	7,012	31,727
地方裁量型	129	431	540	794	742	711	3,347
合計	10,058	32,806	40,394	98,143	105,290	104,279	390,970

4. 認定こども園の教員・保育従事者数 (人)

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
47,691	9,358	6,230	824	64,103

※保有資格、勤務形態の別問わず。

5. 子育て支援事業の実施園数(認定こども園法施行規則第2条各号に掲げるもの) (件)

子育て支援事業の取り組み		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
第一号	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	1,638	496	280	48	2,462
		(84.9%)	(94.5%)	(85.4%)	(90.6%)	(86.8%)
第二号	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	1,293	361	218	27	1,899
		(67.0%)	(68.8%)	(66.5%)	(50.9%)	(67.0%)
第三号	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業	733	134	155	25	1,047
		(38.0%)	(25.5%)	(47.3%)	(47.2%)	(36.9%)
第四号	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業	384	99	63	11	557
		(19.9%)	(18.9%)	(19.2%)	(20.8%)	(19.6%)
第五号	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業	452	122	89	13	676
		(23.4%)	(23.2%)	(27.1%)	(24.5%)	(23.8%)

※括弧内は全園数に対する実施園割合。

6. 一時預かり事業の実施園数 (件)

一時預かり事業を実施している園		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
		1,681	439	250	36	2,406
		(87.1%)	(83.6%)	(76.2%)	(67.9%)	(84.8%)
(複数回答有)	一般型 ※主に自園に在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行うもの	1,075	97	196	16	1,384
		(55.7%)	(18.5%)	(59.8%)	(30.2%)	(48.8%)
	幼稚園型 ※主に自園に在籍している満3歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行うもの	1,115	423	101	25	1,664
		(57.8%)	(80.6%)	(30.8%)	(47.2%)	(58.7%)
	余裕活用型 ※定員に空きがある場合にその空きの範囲で一時預かり事業を行うもの	49	10	18	8	85
		(2.5%)	(1.9%)	(5.5%)	(15.1%)	(3.0%)

※括弧内は全園数に対する実施園割合。